

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

■就業支援と雇用環境の改善

1 介護休業制度の見直し【新規】



要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 雇用・人材戦略課

◆提案・要望

- (1) 介護休業を育児休業と同様の長期取得ができるようにすること。
- (2) 介護休業中の社会保険料の免除を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指し、令和2年3月に全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」を制定するなど、全国に先駆けてケアラー支援に取り組んでいる。
- ・ 令和4年就業構造基本調査によると、本県は、15歳以上人口648万700人のうち34万7,000人(5.4%)が介護をしている。このうち、有業者は20万3,700人であり、年齢別に見ると40歳～59歳の働き盛りの世代が62.1%を占めている。
- ・ 経済産業省によれば、仕事をしながら介護に従事するワーキングケアラーのうち、介護離職者は毎年10万人程度で推移している。
- ・ 高齢化の進展に伴い、家族の介護を担いながら働くワーキングケアラーは今後さらに増加することが見込まれ、2030年には、家族介護者のうち約4割(318万人)がワーキングケアラーとなり、仕事と介護の両立困難による経済損失は約9.1兆円となる見込みである。
- ・ 現行の介護休業制度は、対象家族1人につき3回、通算93日まで取得可能となっている。しかし、令和6年度雇用均等基本調査によれば、3か月以上1年未満の介護休業後に復職した者が約2割存在することから、育児休業と同様の長期の取得が可能な制度とすべきである。
- ・ また、育児休業と異なり、介護休業中は社会保険料が免除されない。令和7年に実施した県政サポーターアンケートでは、ケアラーに対する必要な支援・環境として「経済的支援」が60%と最も高い結果となっており、介護休業中も社会保険料を免除し、ワーキングケアラーの負担を軽減する必要がある。
- ・ ワーキングケアラーが仕事と介護を両立できる体制を整え、介護離職ゼロを実現するため、介護休業を育児休業と同様の長期取得ができるようするとともに、介護休業中の社会保険料が免除されるよう法制度を整備すること。

■障害者の自立・生活支援



1 障害者支援制度の見直し【一部新規】



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
県担当課：障害者支援課、人事課

◆提案・要望

- (1) 障害福祉サービスの報酬について、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援を充実し、障害者が安心して暮らしていくために必要なサービスが適切に提供されるよう、報酬改定の効果を検証し、更に必要な見直しを行うこと。
- (2) 県及び市町村が実施する地域生活支援事業等について、補助率が対象経費の2分の1となるよう予算を確保するとともに、必要な見直しを行うこと。
- (3) 居宅介護や行動援護等の訪問系サービスについて、利用者のニーズに即した障害福祉サービスが提供されるよう、サービスの対象範囲を拡大すること。
- (4) 障害児の介護給付費及び訓練費並びに障害児施設給付費に係る負担上限月額については、家族が働くことを制限することがないよう、必要な見直しを行うこと。
- (5) 障害福祉サービス事業者等が給付費を不正に受給し、その事業者からの費用の回収が困難である場合、国庫負担金の必要額として算定できるよう措置を講ずること。
- (6) サービス等利用計画の作成等により全ての障害児者が適切なサービスを受けられるようにするため、計画相談支援等に関する報酬を充実すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者が高齢化・重度化し、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ 在宅で医療的ケア児を介護する家族の負担は大きく、対象年齢が限定されている重度訪問介護は利用することができないなど、真に必要なサービスを利用できない現状がある。
- ・ 障害児入所施設（医療型、福祉型）では、国が定める人員配置では必要な支援を行うことが困難なため、県の補助や事業者の負担により直接処遇職員の加配を行っている。
- ・ 令和6年度報酬改定の効果を検証し、報酬の見直しを行う必要がある。
- ・ 地域生活支援事業については、令和6年度の国の補助金の充当率が県 36%、市町村 29%と本来の補助率 50%を大きく下回っており、県と市町村の超過負担が生じている。
- ・ 地域生活支援促進事業の「雇用政策との連携による重度障害等就労支援特別事業」は公務部門で雇用される者が対象外となっている。雇用施策と福祉施策の連携による就労支援の実施に当たっては、民間企業と同様に公務部門においても取り組んでいる。そのため、雇用主体により区別

することなく、公務部門で雇用される者も同事業の対象に含めるようその対象範囲を見直すことが適当である。

- ・ 現行の障害福祉サービスでは対象とならない移動や介助、一時預かりなどの本来必要とされているサービスの間隙を埋めるため、本県では「障害児（者）生活サポート事業」を平成10年度から、県単独で実施している。これにより、県・市町村・利用者に負担が生じている。
- ・ 障害者の生活に必要なサービスは、本来、障害福祉サービスで保障されるべきであり、サービスの対象範囲を見直すべきである。
- ・ 居宅で生活する障害児の介護給付費及び訓練費並びに障害児施設給付費に係る負担上限月額は、これまでも見直しが行われてきたが、一般1が4,600円に対して、一般2は37,200円と大きな金額差が生じている。障害児を支える家族が、一般2にならないよう働くことを制限しているという声が寄せられている。
- ・ 障害福祉サービス事業者等が不正に障害福祉サービス費等給付費等を受給していた場合、国庫を負担する前提がなくなるため、市町村には国への返還の必要が生じるが、事業者が経営破綻した場合などは事業者から市町村への返還が困難となるケースがある。市町村は事業者からの返還の有無に関わらず、過大に支給した額の2分の1を国に返還しなければならず、負担のしわ寄せが生じている。また、国から市町村への国庫負担金の支出は翌年度となるため、市町村から事業所への返還請求の時効の時期が1年前にずれが生じる。市町村にとっては、事業者に対しては時効で請求できないにも関わらず、国庫への返還を求められることになる。
- ・ 計画相談支援が円滑に実施されるために、時間や労力に見合うように相談支援事業所の報酬体系を見直す必要がある。

◆参考

○本県における医療的ケア児・者数（市町村調べ） （各年度4月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療的ケア児数	709人	702人	860人	825人	922人
医療的ケア者数	239人	247人	289人	313人	276人

○民間重症心身障害児（者）施設重度療育事業費補助実績（医療型障害児入所施設）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	6	6	6	6	6
補助実績（千円）	294,737	296,865	303,065	310,584	320,320

○地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	本来の補助率
県	40%	35%	37%	36%	36%	50%
市町村	35%	31%	31%	30%	29%	50%

○障害児（者）生活サポート事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数	223	245	212	241	265
利用登録者数	15,080	14,737	14,541	14,218	14,462
利用時間数	217,805	232,586	232,003	230,912	230,915

2 発達障害児への支援



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

- (1) 発達障害を理解し適切に支援できる人材を育成するため、財政措置を充実させること。
- (2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、質の高い発達支援の提供の推進に向けた加算等の制度改定が行われたが、発達障害の特性に応じた支援ができる専門職を充足させるため、報酬改定の効果を検証し、さらに必要な見直しを行うこと。
- (3) 「障害児通所支援」という言葉に抵抗感を持ち、発達に特性があるこどもに障害児通所支援のサービスを受けさせることを躊躇する保護者もいることから、そのこどもが取り残されることなく必要な支援が受けられるよう、児童福祉法等を改正し、「こども発達支援」等の別の言葉に改めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省の調査結果※によると、学習面や行動面で著しい困難のあるこどもの割合は8.8%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要なこどもは約71,000人となる。

<人材育成のための財政措置等>

- ・ 発達障害の早期発見・早期支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減させるとともに、当該児童が周囲からの理解を得ながら社会への適応を進めていくためにも極めて重要なことである。
- ・ 発達障害者支援法においても、できるだけ早期に適切な発達支援を行うことが特に重要なこととされており、早期発見・早期支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。
- ・ しかしながら、発達障害に関し専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機の長期化が課題となっている。
- ・ また、早期発見・早期支援の実現には、発達障害児の診断・療育等に携わる医師や作業療法士等の人材を育成し、身近な地域において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくりが不可欠となっている。
- ・ さらに、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」において支援を受けるケースも増加している。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、質の高い発達支援の提供の推進に向けた加算等の制度改定が行われたが、その効果を検証する必要がある。
- ・ ついては、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、人材育成のための財政措置、障害福祉サービス等報酬改定の効果の検証を求めらるものである。

<児童福祉法等の改正>

- ・ 発達に特性がある子どもには、なるべく早く専門的な支援を行うことが重要である。
- ・ 児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のサービスを受けるためには、「障害児支援利用計画」を策定し、「障害児通所給付費」の支給決定を受けなければならないが、「障害児」という言葉に抵抗感を持ち、子どもの障害を受容することが困難な保護者が、サービスの利用を躊躇することも少なくない。
- ・ そうした保護者の子どもであっても取り残されることなく、地域で必要な支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」を「子ども発達支援」に改めるなど児童福祉法等の改正を求めるものである。

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（令和4年12月公表）中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

3 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給



要望先：厚生労働省

県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても適切な支援が実施できるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和元年6月に、厚生労働省と文部科学省が共同で取りまとめた、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」では、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要としている。
- 聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習上の困難を抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減されると言われている。
- しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入の費用に対する公費支援がなく、全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯にとっては、補聴器の購入が大きな経済負担となる。
- そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成27年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。
- また、本県では、要望も多いことから、令和5年度から修理費用も助成対象に追加、令和7年度から一側性難聴児についても対象者に追加した。
- このような補助事業は全国的に拡大しており、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況にあることから、国が補装具費として全国统一の基準で助成をすべきである。

◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	H23年度 以前	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 以降
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例（両耳）

- 軽度・中等度難聴用耳かけ型 118,508円
- FM型 479,438円

4 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援



要望先：内閣府

県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

- (1) 障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。
- (2) 国として率先して法の普及啓発を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和3年通常国会において改正障害者差別解消法（民間事業者による合理的配慮の提供の義務化、相談に対応する人材の育成・強化など）が令和3年5月28日に成立し、6月4日に公布、令和6年4月1日に施行された。これにより、地方公共団体では、民間事業者に対する普及啓発、相談及び紛争防止等のための体制整備、人材育成及び確保などの対応のため、これまで以上に財政負担が増大することが見込まれる。
ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。
- ・ また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。

◆参考

○改正障害者差別解消法の概要

- ・ 民間事業者による合理的配慮の義務化
- ・ 相談支援体制の拡充
- ・ 人材の養成及び確保
- ・ 地域における差別事例の収集、整理など

5 身体障害者補助犬健康管理費の助成制度の創設



要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 障害者福祉推進課

◆提案・要望

障害者の社会参加を推進するため、身体障害者補助犬の健康診断や予防接種、疾病の治療等の補助犬の健康管理に係る費用を補助犬ユーザーに助成するための、新たな国庫補助制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の補助犬実働頭数は48頭であり内訳は、盲導犬45頭、介助犬2頭、聴導犬1頭となっている（令和7年10月厚生労働省調査）。
- ・ 本県では補助犬の健康診断や予防接種、疾病の治療に要する医療費等の健康管理費用のうち、厚生労働省策定の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められているものについて、県単独で1頭あたり上限3万円の補助金を交付している。
- ・ しかし、医療費が上限を超える場合には、補助犬ユーザーに十分な助成をすることができない状況にある。
- ・ 全国的にも、同種の助成事業を実施している県はごく少数であり、いずれも地方単独事業として実施している。
- ・ 身体障害者補助犬法第22条において、補助犬ユーザーは補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種、検診の受診により公衆衛生上の危害を生じさせないよう努める必要があると規定されていることから、補助犬の保健や衛生管理に伴う経済的支援は、国と地方公共団体双方の責務と考えられるが、現状では、本県を含め、全国的に十分な支援が行われているとは言いがたい。
- ・ さらに、補助犬ユーザーが飲食店等の施設を利用する際の入店拒否等の事案を無くしていくためには、補助犬が健康で衛生的な状態に保たれていることが必要不可欠であると考えられる。
- ・ 補助犬の健康管理に必要な経済的支援を行い、障害者の一層の社会参加を推進していくため、補助犬の健康管理費用を助成するための新たな国庫補助制度を創設する必要がある。

◆参考

- 健康管理費用の平均金額（県内の補助犬1頭当たり、令和7年(令和7年1月～12月)申請)
約 58,000 円
- 3万円を超える健康管理費を要した頭数（令和7年）
33頭／48頭（69%）
- 補助犬の健康管理費の助成を実施している都道府県（令和3年6月本県調査）
7県（本県を含む）

6 重度障害者の住まいの場の整備【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 障害者入所施設の改修、建て替え及び新設について、地域に必要な整備に対する国庫補助金の採択を行うとともに、財源を確保すること。
- (2) 重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進し、入所施設からの地域移行を進めるため、重度障害者用グループホームの創設に関する国庫補助金を確実に確保すること。さらに、補助基準額の上限の引き上げを図り、重度障害者の支援に必要な設備等の加算を創設すること。
- (3) グループホームに入居する重度障害者の適切な支援のため、職員配置基準の見直しや、必要なスキルを持った職員を配置できるよう加算の充実を図ること。
- (4) 障害者支援施設等の入居者が住み慣れた施設で最期を迎えることができるよう、看取りに関する標準的な手続きを定めるとともに、看取り加算などの報酬上の評価を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の障害者入所施設は、100か所以上あり5,000人以上の方々が生活しているが、その多くが建物の老朽化と入所者の高齢化、障害の重度化に直面しており、建物の改修や建て替えのニーズが高まっている。
- ・ また、本県では、国連の勧告や国の方針に従い、県独自で「重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進」に取り組むなど入所施設からの地域移行を進めている。その一方で、親の高齢化などにより在宅支援が困難である障害者が増加しているものの、強度行動障害など個々の状況によりグループホームで生活ができないなど、真に入所が必要な障害者が地域で待機しており、今後も入所施設の最小限の整備が必要である。
- ・ 重度障害者に対応したグループホームを整備するためには、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）が必要である。また、利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置する必要がある。
- ・ 住まいの場の整備を進める中、人生の最終段階として迎える終末期に、住み慣れた施設で最期を迎えたいというニーズがある。他方、障害者支援施設では、これまで看取りに関する標準的な手続きが定められておらず、また看取り加算など報酬上の評価が行われる仕組みがないことから、対応できない状況である。

◆参考

○入所希望者数の推移

(各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知的障害者数	1,246人	1,258人	1,250人	1,195人
身体障害者数	274人	259人	252人	235人
計	1,520人	1,517人	1,502人	1,430人

○障害者支援施設・事業所の推移

(各年度末現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入 所支援	箇所数	102	103	104	105	104
	定員	6,277	6,307	6,317	6,367	6,240
共生 活援助	住居数	1,136	1,316	1,527	1,753	1,966
	定員	6,713	7,659	8,881	10,220	11,627

○第7期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間 令和6年度～令和8年度）

- ・ 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 399人（令和6年度～令和8年度）
- ・ 障害者支援施設は必要数を整備

○国は、地域生活への移行を推進する観点から、第7期障害福祉計画に係る基本方針において、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。」としている。

本県では、地域移行の目標は設定しているが、入所希望者が多いため入所施設の定員の削減目標は設定していない。

7 医療的ケアが必要な重症心身障害者の活動の場の確保



要望先 : こども家庭庁、厚生労働省
 県担当課 : 障害者支援課

◆提案・要望

医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れる生活介護事業所等のサービス報酬について、運営実態を十分に反映させた内容に見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- 令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定において、生活介護については利用時間を報酬額に反映させる仕組みが導入されたところであるが、医療的ケアが必要な重症心身障害者は、その病状等により長時間利用が難しいため、結果的に報酬単価が引き下げられた状況である。医療的ケアの必要な重症心身障害者を受け入れる生活介護事業所は著しく不足しており、受け入れ先を増やすためには、日単位の報酬に戻す必要がある。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者は、利用者が体調不良により急に利用を中止するケースが多く、重症心身障害児を対象とする障害児通所施設については、そのような欠席の場合などに算定する「欠席時対応加算」に関し、算定回数の見直しが行われた。重度障害者を対象とする生活介護事業所等においても同様の見直しを図る必要がある。
- 医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れる生活介護事業所等においては、必要な看護職員の配置を行っているにも関わらず、利用者の欠席率が高い場合、十分な収入が得られないこととなる。利用者の欠席が多くても事業所運営が安定的になされるよう、「常勤看護職員等配置加算」の単価を大幅に増やすなど、報酬単価の見直しを行うべきである。

◆参考

○現行制度の概要

(令和6年度)

- 生活介護の報酬のうち、常勤看護職員等配置加算
 看護職員の配置人数に応じて行う加算
 例 利用定員11人以上20人以下 28単位/日×常勤換算員数
- 生活介護の報酬のうち、人員配置体制加算
 手厚い人員配置をした場合の加算
 例 利用定員20人以下 従業者 1.5:1以上 321単位/日

○本県における在宅の重症心身障害児・者数(超重症含む) (各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重症心身障害児数	1,000人	1,010人	1,032人	1,006人	1,057人
重症心身障害者数	1,802人	1,735人	1,877人	1,774人	1,675人

○本県における医療的ケア児・者数(市町村調べ) (各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療的ケア児数	709人	702人	860人	825人	922人
医療的ケア者数	239人	247人	289人	313人	276人

8 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化【一部新規】



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
 県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 障害福祉人材の確保・定着について具体的な対策を講じ、併せて必要な財政措置を図ること。
- (2) 他業種との賃金格差を解消するため、現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善の充実を図ること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者の増加に伴い障害福祉サービスを提供する施設・事業所は増加しているが、一方で有効求人倍率は上昇傾向であり、障害福祉分野の職員確保は依然として困難である。
- ・ さらに、障害福祉サービスの利用者は高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ しかし、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されているとは言えず、医療的ケアを行う看護師の配置も進んでいない。
- ・ このような状況の中、働き方改革を進め、高齢者の介護やこどもの保育に携わる職員と同様な処遇改善・人材確保を図る必要がある。また介護や看護などの専門的なスキルを持った職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

◆参考

○介護職員の有効求人倍率（令和8年1月）

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
3.91	4.53	1.18	1.11

（厚生労働省「職業安定業務統計」）

○給与額等比較表（厚生労働省 令和6年賃金構造基本統計調査）

区分		年齢	勤続年数	給与額※
一般労働者	男	44.9歳	13.9年	398.6千円
	女	42.7歳	10.0年	293.9千円
福祉施設介護員	男	42.1歳	8.3年	289.0千円
	女	46.8歳	8.6年	261.4千円

※「きまって支給する現金給与額」

9 ヘルプマークの作成に係る国庫補助対象自治体の拡大



要望先：厚生労働省

県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

ヘルプマークの製作に係る実施主体について、政令市、中核市も加え、補助対象の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 外見が分からなくても援助や配慮を必要としている方々が援助を得るための意思表示として利用するヘルプマークについては、都道府県のみが製作の実施主体とされており、国の地域生活支援促進事業(「心のバリアフリー」推進事業)に基づき、県が一括して製作、市町村に供給している。
- ・ 市町村では、障害者や妊娠中の方等への相談や支援に対応する窓口で、必要な方にヘルプマークを配布している。
- ・ 近年、ヘルプマークの認知が進み、ヘルプマークを希望する方が急増している。
- ・ そのため、県があらかじめ市町村に配布した枚数が一時的に不足した結果、適時に配布するため独自で追加製作する市も発生している。
- ・ 県では市町村の配布実績を踏まえ、計画的にヘルプマークを製作しているため、市町村で在庫が不足した場合、迅速な対応が取りにくい。
- ・ このような観点から、県民に直接配布している市町村が地域の実情に応じて製作から配布まで一貫して行う方が効率的かつ適切な対応ができる。
- ・ そこで、地域の実情に応じてきめ細かく対応できるよう、供給数が県の約4割を占め、市単独でも一定数以上の製作個数が見込まれる政令市及び中核市については、実施主体に加えるよう求めるものである。

◆参考

○令和7年度の県内市町村におけるヘルプマークの配布状況

全市町村合計配布数	36,038 個
うち政令市(1市)	7,317 個 (全体の約20%)
うち中核市(3市)	6,574 個 (全体の約18%)

○地域生活支援促進事業「心のバリアフリー」推進事業概要(抜粋)

目的：「心のバリアフリー」(障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。以下この実施要領において同じ。)を広めるための広域的な取組を行うことにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

実施主体：都道府県

事業内容：「心のバリアフリー」を広めることを目的として、管内の複数の市町村(特別区を含む。以下この実施要領において同じ。)の障害者等、その家族及び地域住民を対象に実施する次に掲げる事業。
「心のバリアフリー」の推進に資する各種ツールの普及啓発
(事業例) 外見からは障害があることがわかりづらい方が周囲に支援を求めるために有効となる携帯可能なマークやカード等の広報、製作、頒布

10 障害者手帳とマイナンバーカードの一体化【新規】



要望先：内閣官房、デジタル庁、厚生労働省
県担当課：障害者福祉推進課

◆提案・要望

- (1) 国は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を推進することとしていることから、障害者手帳についてもマイナンバーカードとの一体化の検討を早急に進めること。
- (2) 次の行政手続について、医師の診断書や意見書のオンラインによる提出を可能とする仕組みを早期に実現すること。
 - ア 身体障害者手帳の交付申請
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請
 - ウ 療育手帳の交付申請
 - エ 自立支援医療の支給認定申請

◆本県の現状・課題等

- ・ 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議）」で、障害者手帳についてもマイナンバーカードとの一体化の検討の対象とされたが、その後進展はない。
- ・ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図るためにも、障害者手帳との一体化の検討を進める必要がある。
- ・ 本県でも、県民の利便性向上のため行政手続のオンライン化に積極的に取り組んでいるが、国の法令等で書面での添付が必要な書類がある等の阻害要因によりオンラインでの申請受付を開始できない手続もある。医師の診断書や意見書の添付が必要である手続は、本県では18万件の申請件数があるため、特にオンライン化の実現が望まれる。
- ・ 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）」では、障害者手帳等の交付申請等について、「医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

11 指定難病対策の推進



要望先：デジタル庁、厚生労働省
 県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

- (1) 医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とし拡大に努めること。
- (2) 指定難病医療受給申請について、難病患者の負担を軽減するため、申請手続きのDX化を早期に実現すること。
 - ・ 難病患者の負担が大きい書面申請ではなく、オンライン登録された診断書情報や個人番号を活用してワンストップで指定難病医療受給申請ができるように自己負担上限月額票の電子化を含め、実現すること。
 - ・ 厚生労働省が進めている難病の診断書情報のオンラインデータベースとマイナポータルを省庁横断で連動させ、申請時には住民票など必要なデータを自動取得し、認定時には負担上限額の算定などを自動で行えるようにすること。
 - ・ 医療機関における公費負担医療のオンライン資格確認システム導入拡大を含めたマイナンバーカードの導入の拡大や診断書のオンライン登録が進むよう支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、これまで随時、対象が拡大されてきたが、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うことが必要である。
- ・ 難病法に基づく医療費助成制度は、申請等の手続きが複雑で多くの書類が必要であるため、添付書類の簡略化やマイナポータルの活用によるDX化による手続きの簡素化を図り、患者負担を軽減することが求められている。
- ・ また、認定等の手続きは、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量（指定難病ごとに様式が定められ頁数が異なる。6頁～20頁。）であるほか、患者が加入する医療保険や世帯構成等により住民税の額等の確認をする範囲が異なるなど複雑で、都道府県に審査・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。

◆参考

○国指定難病数の推移

区分	旧制度	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次
改正日	～H26.12	H27.1～	H27.7～	H29.4～	H30.4～	R1.7～	R3.11～	R6.4～	R7.4～
疾病数	56	110	306	330	331	333	338	341	348

12 教育職員における障害者雇用の推進



要望先：財務省、文部科学省、厚生労働省
県担当課：教育局総務課

◆提案・要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入等に係る財政措置を講じること。
- (3) 障害のある者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (4) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県教育委員会の令和7年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が17.58%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.04%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。
- ・ 人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。
- ・ また、いわゆる改正バリアフリー法に基づく学校施設のバリアフリー化はもとより、障害のある教員が働きやすい環境を整備する観点からも、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修の一層の推進が求められるほか、障害のある教員が業務を円滑に進めるためのICT機器等の機器整備や、職場定着を図るための相談支援員の配置が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。
- ・ さらに、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する各大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。具体的には、教職課程全体における障害の特性等を踏まえた具体的な教授方法や留意事項等について広く周知することなどが挙げられる。
- ・ 障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧（令和7年6月1日現在）

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
教育職員	小学校	14,527.5	71.0	0.49%
	中学校	8,043.0	64.5	0.80%
	高等学校	6,510.0	79.5	1.22%
	特別支援学校	3,966.0	129.5	3.27%
	小計	33,044.5	344.5	1.04%
その他の職員	教育局	694.5	113.0	16.27%
	小学校	782.5	175.5	22.43%
	中学校	398.5	60.0	15.06%
	高等学校	876.0	125.5	14.33%
	特別支援学校	292.5	60.5	20.68%
	小計	3,041.0	534.5	17.58%
合計		36,085.5	879.0	2.44%

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県において人的支援等に取り組んだ事例

- ・小・中学校（精神障害）…緊急時やトラブルは複数で対応し、精神面の負担を軽減。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・高等学校（肢体不自由）…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況（令和7年9月1日現在）

	公立小・中学校		県立高等学校		県立特別支援学校		
	校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場	
学校数	1,189	1,189	137	137	50	50	
バリアフリースイッチ	978	625	137	38	50	24	
スロープ	門から建物の前まで	1,067	1,050	132	100	50	47
	昇降口・玄関等から教室等まで	873	887	117	78	46	39
エレベーター	322	750	34	23	39	23	

○大学等新規卒業生免許取得状況

- 令和元年度卒業 96,343人（うち、障害者の数 186人（0.19%））
- 令和2年度卒業 93,116人（うち、障害者の数 233人（0.25%））
- 令和3年度卒業 92,258人（うち、障害者の数 249人（0.27%））
- 令和4年度卒業 92,293人（うち、障害者の数 284人（0.30%））
- 令和5年度卒業 90,377人（うち、障害者の数 304人（0.34%））

13 難病患者の雇用促進に向けた障害者雇用率制度の見直し



要望先：厚生労働省
県担当課：就業支援課

◆提案・要望

障害者手帳を持たない難病患者の雇用を促進するため、障害者雇用率制度の対象に追加するなど施策の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の算定に含まれないことから、難病患者の雇用が進んでいない現状がある。
- ・ 令和6年度の埼玉労働局管内のハローワークにおける職業紹介状況によると、障害者手帳を持つ障害者全体の就職率は35.7%であるのに対し、障害者手帳を持たない難病患者などの就職率は25.1%であるなど、障害者手帳を持たない難病患者の就労が困難な状況が続いている。
- ・ 本県では、令和6年度から専任の難病患者雇用促進アドバイザーを新たに配置するとともに、令和7年度からアドバイザーを増員し、難病患者の雇用の働き掛けを推進している。雇用に至らない課題などを聞き取る実態調査を行ったところ、「難病患者等を雇用する場合にどのような支援策があったらよいか」の質問に対する回答は、「障害者雇用率への参入などの制度的な支援」が最も高く、令和8年3月現在で67.4%となっている。
- ・ こうしたことから、障害者手帳を持たない難病患者の雇用を促進するため、これらの難病患者も障害者雇用率制度の対象に追加するなど、施策を充実するよう求める。

◆参考

○埼玉労働局管内のハローワークにおける「その他の障害者（手帳を持たない）*」の職業紹介状況（埼玉労働局）

	①新規求職 申込件数	②有効 求職者数	③就職 件数	④就職率 (③/①)	(参考) 手帳を持つ 障害者全体の就職率
令和6年度	654人	670人	164人	25.1%	35.7%
令和5年度	664人	828人	153人	23.0%	38.0%

*「その他の障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を保有しない者であって、発達障害者、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難なものである。

○難病患者等を雇用する場合の支援策

(令和7年：埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおける「難病患者雇用に係る実態調査」)

課題	回答割合
障害者雇用率への算定など制度的な支援	67.4%

※対象：県内民間企業、回答：141社（令和8年3月末現在）

■人権の尊重



1 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止



要望先 : 総務省、法務省
県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

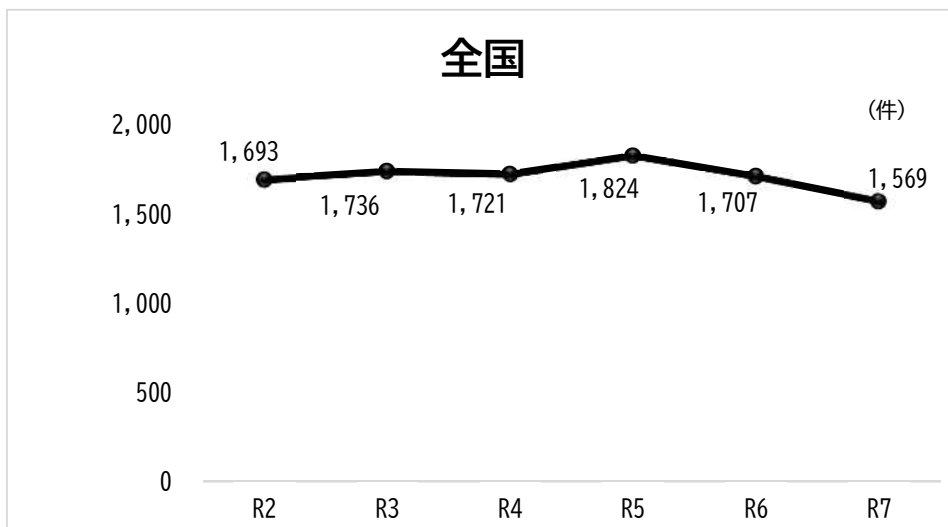
- (1) 国において全国一律のインターネットモニタリングを行い、インターネット上の人権侵害情報の早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずること。
- (2) 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報への対処をより実効性のあるものとするため、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法について、規制適用を中小規模のプラットフォーム事業者へも拡大するとともに、被侵害者以外の関係者や関係団体等からの削除申出についても、被侵害者からの申出と同様に対応義務の対象事案として扱うよう、法令等の改正を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現代社会において必要不可欠なインフラであるインターネット上では、外国人や性的マイノリティに対する差別的言動や特定の地域を同和地区であるとする書込み、特定個人に対する誹謗中傷等による数多くの人権侵害が発生している。
- ・ 法務省が令和7年にインターネット上の人権侵害情報について、人権侵犯事件として新規救済手続を開始した件数は全国で1,569件であり、いまだ高い水準で推移している。
- ・ 本県では、市町村により同和問題に関してのインターネットモニタリングが行われているが、人員や体制に限りがあることからその他の人権課題にまで対象を広げることは困難な状況である。インターネットの特質を踏まえると、地域ごとに対応するよりも全国一律でモニタリングする方が効率的かつ効果的である。
- ・ また、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法は、大規模プラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化等を規定しているが、インターネット上での誹謗中傷等は、プラットフォーム事業者の規模の大小等にかかわらず行われている行為であり、現行法の対象外となっている中小規模のプラットフォーム事業者等においても必要な措置が行われるよう適用の拡大が必要である。
- ・ 外国人や性的マイノリティに対する差別的言動や同和地区情報の掲載など、被侵害者が特定できなかつたり、様々な事情から被侵害者が削除申出をできない場合もあるが、現行法では削除申出できる者は被侵害者に限られている。そのため、被侵害者の利害関係人や関係する団体等からの削除申出についても、被侵害者からの申出と同様に対応義務の対象事案として扱うことが必要である。

◆参考

○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（開始）の推移



2 困難女性支援等を行う民間団体への援助・支援体制の確保及び男性DV被害者支援に係るガイドラインの策定



要望先：内閣府、厚生労働省
県担当課：人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金」のうち、「DV被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。
- (2) 民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、「民間団体支援強化・推進事業」として令和4年度から財政支援が盛り込まれたが、対象が限定的であることから更なる拡充を図ること。
- (3) 民間シェルターの新規参入を促すために、参入を検討している団体にとって、どのような実績を積み、どのような要件を満たすべきか参考となるガイドラインを示すこと。
- (4) 男性DV被害者支援について、相談対応から一時保護及び自立支援までの一貫した支援体制の枠組みの構築を検討し、ガイドラインを示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公共団体においては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、困難な問題を抱える女性等の支援・保護に取り組んでいるところである。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月から施行され、地方公共団体と民間団体との協働は不可欠となっている。
- ・ しかし、国庫補助事業である「DV被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体は施設の運営に課題を抱えている。
- ・ 本県においては、民間団体への委託事業や補助金交付により財政支援を行っているが、安定的かつ十分な支援を継続するには国庫補助事業による補助対象の拡大と補助率の拡充が不可欠である。
- ・ また、民間団体の多くは、スタッフの高齢化や人材不足といった課題も抱えており、今後の民間団体を支えていく人材の育成が必要となっている。国庫補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」では、民間団体の育成において民間団体が自主的に実施する研修事業等は補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体において、人材育成の足かせとなっている。
- ・ あわせて、新たな民間団体の参入を促すことが必要であるが、国の「DV被害者等自立生活援助事業」の実施要綱において、委託すべき民間団体の要件を「委託団体はDV被害等女性を受け入れる機能を有し、DV被害等女性の支援を5年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。」としており、委託すべき民間団体の要件とは何か判断することがやや不明確なことから、

ガイドラインを制定し明確にする必要がある。

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、DV被害者は性別を問わず支援対象となっているが、これまでDV被害者支援は女性支援事業の枠組みの中で実施されてきた。男性DV被害者については男性特有の事情等を踏まえた相談対応や支援が必要であるとともに、一時保護については、女性支援事業の枠組みの中で男性に対して行うことは、一時保護委託施設の確保が困難であるだけでなく、保護終了後の男性の自立支援や、一時保護中の女性の安全の確保など、実務上の課題が多い。
- ・ そこで、国において男性DV被害者に対し、相談対応から一時保護及び自立支援までの一貫した支援体制の枠組みの構築を検討し、男性DV被害者支援に係るガイドラインを示す必要がある。

3 女性自立支援事業及び女性相談支援センターの在り方



要望先 : 内閣府、厚生労働省
県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 令和6年4月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）の施行を受けて、各地方公共団体の女性自立支援事業や女性相談支援センターの在り方について十分な運用を行うために、具体的な運用通知、運用に関する質疑応答集等を早急に示すこと。
- (2) 困難女性支援法及び同法に基づき策定された基本方針等により支援対象者の範囲が拡大し、対象者に応じて多様な支援方法が求められるため、支援・保護業務の増加を踏まえた財政支援を着実に行うこと。
- (3) 困難を抱えた女性の支援に当たっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すとともに必要な財政支援を行うこと。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）との関係性について整理し、明確化すること。特に、困難女性支援法における「女性相談支援センター」と、DV防止法上の「配偶者暴力相談支援センター」のそれぞれの機能やすみ分け、及び困難女性支援法とDV防止法上の「女性自立支援施設」の機能やすみ分けについて、整理を行い明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 女性支援事業は、旧売春防止法に基づく「要保護女子」の「保護更生」を図る事業として始まり、社会経済情勢の変化による支援ニーズの多様化に対応し、DV被害者（DV防止法による）、ストーカー被害者や人身取引被害者、家庭破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える者（各通知による）等徐々に対象者が拡大してきた。それとともに女性相談支援センター（旧婦人相談所）が担う機能や役割もますます重要なものとなり、業務も増加してきた。
- ・ こうした状況を踏まえ、困難女性支援法や同法に基づく基本方針が令和6年4月から施行されたが、運用通知等の発出が十分になされていない状況にある。
- ・ 都道府県に設置義務がある女性相談支援センターについては、現在の職員配置基準も旧売春防止法に基づいたものと大きな変化がないものとなっており、各関連通知に十分対応できる体制となっておらず、脆弱な体制となっている。
- ・ 困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては、生活保護、母子福祉、生活困窮者自立支援等、市町村が権限や資源等を有しており、支援の主体となる市町村の役割は重要であるが、困難女性支援法においても女性相談支援員の設置は任意となっている。令和7年度現在、県内で女性相談支援員を設置している市町村は33%（21市町村／63市町村）に留まっているため、市町村における女性支援に大きな格差が生じている。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に必要な職員配置基準への見直しと、そのための財政措置、並びに女性の保護を円滑に実施できるよう、困難女性支援法における運用等について、国が早急に示すことが必要となっている。

4 日本人拉致問題の早期解決



要望先：内閣官房、外務省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 北朝鮮に対しては粘り強く交渉を行い、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。
- (2) 北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者については、調査・事実確認を行い、拉致被害者として速やかに認定すること。
- (3) 朝鮮半島有事の際には、米国をはじめ関係諸国と連携して、拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
- (4) 政府認定拉致被害者とその家族には、帰国後、平穏な生活を送ることができるように給付金支給など十分な対応をとり、生活再建を図ること。
- (5) 北朝鮮による拉致問題等の啓発等に自治体が取り組んだ経費について、財政支援を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致を認め、平成16年までに拉致被害者5人とその家族8人が帰国して以降、新たな帰国者はない。
- ・ 平成30年6月、平成31年2月の米朝首脳会談で日本人拉致問題が取り上げられ、日朝首脳会談の開催が期待されたが、現在まで開催されず、問題解決の糸口がつかめない状況である。
- ・ 本県には拉致被害者田口八重子さんや拉致の可能性を排除できない多くの方々があり、その御家族も高齢であることから、外交交渉により帰国の早期実現を図りたい。
- ・ また、本県では「拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を制定し、国の取組を後押しするための啓発活動等を強化することとしているため、その経費について財政支援を図りたい。

◆参考

○拉致被害者・拉致の疑いが排除されない行方不明者
(埼玉県関係者)